

教 育 研 究 業 績 書

2020年 5月 1日

氏名 佐 藤 弘 直

研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド	
1. 法学		1) 民事法学（民法，民事訴訟法） 2) 新領域法学（消費者法）	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項			
事 項		年月日	概 要
1 教育方法の実践例 1)「消費者と法」の学生教育指導		平成22年10月 ～平成23年3月	北海学園大学大学院法務研究科「消費者と法」の講義の講義助手（補助）として，民法に関する講義を担当した。
2)「消費者取引と紛争」の学生教育指導		平成23年4月～ 現在	北海学園大学法学部法律学科「消費者取引と紛争」の講義において，民法，消費者法，民事訴訟法に関する講義を担当した。
3)「公務員採用試験対策ゼミナール」の学生教育指導		平成24年4月～ 平成28年10月	札幌大谷大学社会学部において，公務員採用試験受験希望者を対象に，一般知識・一般知能・時事問題，専門科目（憲法，民法，行政法）に関する「公務員採用試験対策ゼミナール」を担当した。
4)「法学入門」の学生指導		平成29年4月～ 現在	札幌大谷大学社会学部「法学入門」において，講義で使用するレジュメ・資料をGoogleDrive上で受講学生に限定して講義実施日の1週間前に公開し，受講学生の予習に供した。
5)「民法入門」の学生指導		平成29年9月～ 現在	札幌大谷大学社会学部「民法入門」において，講義で使用するレジュメ・資料をGoogleDrive上で受講学生に限定して講義実施日の1週間前に公開し，受講学生の予習に供した。
2 作成した教科書，教材 1)「消費者取引と紛争」の裁判例要約教材		平成23年4月か ら現在	北海学園大学法学部「消費者取引と紛争」において，講義で使用するレジュメ・裁判例を講義の前の週に配布し，受講学生の予習に供した。法理論の展開を読み取らせ，理論と実例を架橋させため，裁判実例の要約教材を作成した。
2)「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」の到達度確認課題教材		平成25年4月か ら平成29年3月	札幌大谷大学社会学部「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」において，講義で使用するレジュメ内に当日の講義の理解度・到達度に合う小論文課題を作成した。提出された小論文課題を添削し返還するとともに，講義内で記述の要点について解説した。
3)「法学入門」「民法入門」の到達度確認課題教材		平成29年4月か ら現在	札幌大谷大学社会学部「法学入門」「民法入門」において，講義で使用するレジュメ・資料をGoogleDrive上で受講学生に限定して講義日の1週間前に公開し，受講学生の予習に供した。同レジュメ内に小論文課題を示し，当該講義においての到達点を明示した。提出された小論文課題を添削し返還するとともに，講義内で記述の要点について解説した。
4)「民法入門」の理解度確認小テスト		平成29年9月か ら現在	札幌大谷大学社会学部「民法入門」において，講義終了前20分間を利用し，当日の講義内容に沿った正誤問題の小テスト5題をパワーポイント画面が60秒または45秒で更新されるように設定・投影し，正誤理由を答えさせることをとおして理解度を確認させた。小テストの問題は，ビジネス実務法務検定試験3級問題集，宅建士問題集，行政書士問題集等の内容・傾向を参考に作成した。

事 項	年月日	概 要
5)「法学入門」の理解度確認小テスト	2019年4月から現在	札幌大谷大学社会学部「法学入門」において、講義終了20分間を利用し、当日の講義内容に沿った正誤問題の小テスト5題について、正誤理由を記述させ、解答後解説を加えることをとおして理解度を確認させた。小テストの問題は、ビジネス実務法務検定試験3級問題集、宅建士問題集、行政書士問題集等の内容・傾向を参考に作成した。
3 教育上の能力に関する大学等の評価		
4 実務の経験を有する者についての特記事項	昭和59年7月～平成24年3月	民事事件に関する分野を主として担当した。簡易裁判所においては、民事訴訟事件の法廷に立会い、または民事受付係での訴状を審査に際し、一般当事者（法律知識を有しない一般市民）に訴訟事件手続きを説明した。地方裁判所においては、民事執行（不動産の競売手続、銀行預金または給与を差し押さえる手続き）・保全事件（仮差押え・仮処分手続）担当時に、信販会社をはじめとする金融機関担当者に対し、手続教示をするとともに、手続進行を担当した。民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法などの民事法に関する知識を必要とする事務を約25年にわたり担当した。 また、地方裁判所において刑事公判事件（公判準備手続等）を、家庭裁判所において家事審判事件（相続放棄等）を、検察審査会において審査事務を担当した。
5 その他		
職 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項		
事 項	年月日	概 要
1 資格、免許	昭和57年10月15日	行政書士（合格証番号（昭和57年第127号））
2 特許等		
3 実務の経験を有する者についての特記事項	昭和59年7月～平成24年3月	1）簡易裁判所における民事訴訟手続において、法廷に立ち合い、裁判調書の作成をし、民事訴訟事件の進行を担当し、法律知識を持たない関係当事者に対して民事訴訟手続を説明した。 2）簡易裁判所において、訴状を提出する一般当事者に対して、訴訟手続、督促手続、調停手続などの民事手続全般について、特徴と手続の利益・不利益の説明をした。 3）民事執行手続において、不動産の競売手続で、競売物件の権利関係を記載する物件明細書を作成し、あるいは銀行預金・給与を差し押さえる手続で、差押手続きに引き込まれた金融機関・一般会社の担当者に、差押手続きの説明をした。 4）民事保全手続において、仮処分、仮差押えを担当した。関係当事者のみならず手続に引き込まれた一般人に手続の説明をした。 5）民事非訟手続において、破産手続では申立当事者に破産手続の説明をし、訴え提起前の和解手続では和解案の起案と和解調書の作成をし、公示催告手続では一般会社の担当者に手形・小切手についての特徴の説明をした。 6）刑事訴訟手続において、第一回公判が開始されるまでの手続を担当した。保釈の手続を担当した。 7）家事審判事件を担当した際には、相続放棄の申述の申立てのための戸籍謄本、遺産分割協議書などの身分関係に関する資料について、一般市民に説明した。 8）検察審査会事務局において、検察審査員の選考事務、審査会議の議事録作成を担当した。また審査対象の不起訴記録に見られる刑法に関する法律知識について、法律知識を持たない審査員に説明した。

事 項	年月日	概 要
4 その他 (講演) 1) キャンセルするのにお金を払わないといけないか？	平成28年9月1日	契約の成立とその効果、契約解除と損害賠償の関係等を、内閣総理大臣認定適格消費者団体認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道主催のセミナー（開催場所：白老総合保健福祉センターいきいき4・6）において、白老町民、NPO白老消費者協会役員等約33名を対象に講演した。
2) その支払い、なぜするの？もう一度考えてみませんか	平成29年7月1日	キャンセル料や架空請求に基づいて生じるトラブルの原因とその防止策を、内閣総理大臣認定適格消費者団体認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道主催のセミナー（開催場所：岩内町働く婦人の家）において、岩内町民、岩内消費者協会役員等約17名を対象に講演した。
3) スマートフォンとSNSに潜むリスクを考える	2019年7月22日	5つの事例について、どのような展開になるか（どのような危険が潜んでいるか）を想像させ、ストーリーをグループ内で作成させ、グループごとに発表させた。他校のアンケート結果と比較、分析させ、解説を加えて被害に遭わないための方法を考えさせた。内閣総理大臣認定適格消費者団体認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道主催のセミナー（開催場所：クラーク記念国際高等学校本校）において、3年21名、2年22名それぞれを対象に講演した。

研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項

著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要
(学術論文) 1. 信用協同組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分と信用協同組合員の代表訴訟追行権の帰すう	単著	平成17年3月	法学研究科論集 (北海学園大学大学院法学研究科) 第6号 pp. 51～67	北海学園大学大学院法学研究科の平成16年度民事判例研究会での口頭報告の判決(T信用協同組合の組合員が、元理事と元代表理事の相続人に対して組合員代表訴訟により、元理事と元代表理事の忠実義務違反に基づく損害賠償金をT信用協同組合に支払うよう求めた事件)についての判例研究に加筆補正をした。
2. 1個の抵当権が担保する数個の債権のうちの1個の債権の保証人による代位弁済	単著	平成19年3月	法学研究科論集 (北海学園大学大学院法学研究科) 第8号 pp. 119～137	北海学園大学大学院法学研究科の平成17年度民事判例研究会での口頭報告の判決(債権者XがA社に対し3個の金銭債権を有し、A社所有の1個の不動産に3個の金銭債権を被担保債権とする1個の抵当権の設定を受けその登記を了した。A社につき会社更生手続が開始し、保証人YはXにY保証にかかる残債務全額を代位弁済し、弁済による代位を原因とする抵当権一部移転登記を受けた。A社の更生計画に従いA社の管財人は、当該不動産の売却代金を、XのA社に対する債権残額とYが代位弁済によりA社に対して取得した債権の割合で案分した額をXとYにそれぞれ弁済した。Xは、Yに対し、優先して弁済を受ける権利があるとして、不当利得返還請求権に基づき、弁済の受けることのできなかった金額の支払を求めた事件)についての判例研究に加筆補正をした。

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要
(学術論文) 3. 固有必要的共同訴訟における訴訟共同の必要の判断基準—判例の動向を中心に—	単著	平成19年3月	法学研究科論集 (北海学園大学大学院法学研究科) 第8号 pp. 29～105	最高裁判所の判決が固有必要的共同訴訟における訴訟共同の必要の判断基準を, 訴訟物についての実体法上の性質に求めることから, 訴訟手続的視点または訴訟政策的視点へと実質的に変更したか、または追加したとの傾向が見られた。そこで、固有必要的共同訴訟の成否を判断したおよそ70判例から訴訟共同の必要の判断基準を分析し、判例の動向と判例の結論の前提となる法理論についてまとめた。 本論文は、北海学園大学大学院法学研究科修士課程修了の審査対象論文を再構成し、内容の一部を削除・補筆したものである。
4. 消費者契約法10条の「民法第1条第2項に規定する基本原則」に関する具体的事実について—建物賃貸借契約の判例の考察を中心に—	単著	平成21年3月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第44巻第3・4号 pp. 71～106	建物の賃貸借契約を締結した際、賃借人が賃貸人に対し法律上定めのない金員を支払うことの合意、または賃借人が賃貸人に対し支払った金員のうちの一定金額を返還しない旨の合意について、その成否または適否を判断する裁判例が、当事者の主張した具体的事実からいかなる事実を消費者契約法10条でいうところの信義則に該当する事実として取り上げたのかを分析した。
5. 消費者契約法への利益剥奪請求訴訟制度の導入について	単著	平成21年12月	北海学園大学大学院法学研究科 66頁	適格消費者団体が、消費者の損害を回復するため、消費者取引における不当な行為によって事業者の得た不当な利益を剥奪する新たな制度について考察した。 本論文は、北海学園大学大学院法学研究科博士（後期）課程修了の審査対象論文である。
6. 消費者契約法への利益剥奪請求訴訟制度の導入について(1)	単著	平成22年9月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第46巻第2号 pp. 25～72	適格消費者団体が、消費者の損害を回復するため、消費者取引における不当な行為によって事業者の得た不当な利益を剥奪する新たな制度について考察した。 本論文は、北海学園大学大学院法学研究科博士（後期）課程修了の審査対象論文の一部を趣旨を損なわない限りにおいて削除・補筆したものの前編である。
7. 消費者契約法への利益剥奪請求訴訟制度の導入について(2)	単著	平成23年3月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第46巻第4号 pp. 35～75	適格消費者団体が、消費者の損害を回復するため、消費者取引における不当な行為によって事業者の得た不当な利益を剥奪する新たな制度について考察した。 本論文は、北海学園大学大学院法学研究科博士（後期）課程修了の審査対象論文の一部を趣旨を損なわない限りにおいて削除・補筆したものの後編である。

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
(学術論文) 8. 消費者被害回復のための新たな制度 —民法と消費者契約法を超える制度へ—	単著	平成23年3月	法学研究科論集 (北海学園大学大学院法学研究科) 第12号 pp. 1～15	我が国の消費者保護政策の歴史と昨今の消費者保護のための議論から消費者契約法に導入されるべき新たな制度の姿を考察した。
9. 差止請求訴訟の諸相 (1)	単著	平成25年9月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第49巻第2号 pp. 163～183	適格消費者団体が消費者契約法上の差止請求訴訟を提起した事案における「個々の消費者の事情」が, 通常国会審議中であった「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」による特定適格消費者団体が提起しうる相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復する訴訟手続における「個々の消費者の事情」と共通するところ, 差止請求訴訟で表れた「個々の消費者の事情」が新たな訴訟手続きでどのように取り扱われるかを考察した。(前編)
10. 差止請求訴訟の諸相 (2)	単著	平成25年12月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第49巻第3号 pp. 187～209	適格消費者団体が消費者契約法上の差止請求訴訟を提起した事案における「個々の消費者の事情」が, 通常国会審議中であった「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」による特定適格消費者団体が提起しうる相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復する訴訟手続における「個々の消費者の事情」と共通するところ, 差止請求訴訟で表れた「個々の消費者の事情」が新たな訴訟手続きでどのように取り扱われるかを考察した。(続編)
11. 携帯電話利用サービス契約における解約金条項に関する諸問題 (1)	単著	平成27年12月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第51巻第3号 pp. 91～130	適格消費者団体が事業者に対し, 不当な契約条項の使用差止めを請求した消費者団体訴訟事件に, 消費者が同一事業者に対し, 当該契約条項が不当条項であって無効であることを理由に当該条項に従って支払った解除料の返還を求めた事件を併合審理した裁判例について, 実体法上の問題点と訴訟法上の問題点とを検討するもののうち, 事件の確定と実体法上の問題点として消費者契約法9条からの一部の考察をした。
12. 携帯電話利用サービス契約における解約金条項に関する諸問題 (2)	単著	平成28年3月	法学研究 (北海学園大学法学会) 第51巻第4号 pp. 263～280	上適格消費者団体が事業者に対し, 不当な契約条項の使用差止めを請求した消費者団体訴訟事件に, 消費者が同一事業者に対し, 当該契約条項が不当条項であって無効であることを理由に当該条項に従って支払った解除料の返還を求めた事件を併合審理した裁判例について, 実体法上の問題点と訴訟法上の問題点とを検討するもののうち, 実体法上の問題点として消費者契約法9条からの残された部分の考察をした。(続編)

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
(学術論文) 13. 消費者契約法の「勧誘」の二面性について	単著	2019年3月	紀要(札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部)第49号 pp. 83~93	消費者契約法上, 「勧誘」行為が第4条と第12条に規定されているところ, 「勧誘」概念を立法趣旨, 保護の対象消費者からみると, 事業者の不当な「勧誘」行為の外延が同一ではないことを提示し, 同法上の「勧誘」概念には二面性があることを結論付けた。
14. SDGsにみる消費者	単著	2019年3月	札幌大谷大学社会学部論集第7号 pp. 121~142	2015年9月, 国連が採択した持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて17の持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる。これを受けて消費者庁では, 8つの施策の取組を始めた。アジェンダには「消費者」を対象とする記述が見受けられるが, 「消費者」の語は存在しない。我が国の消費者保護政策とアジェンダとの関連の分析から, アジェンダの中での消費者像を提示した。
15. 消費生活相談窓口のための改正民法解説	共著	2020年2月	内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 pp. 1~116	2020年4月改正の民法のうち重要と思われる13の制度を具体例とともに消費生活相談員向けに説明した。 (担当部分) 第3定型約款(26~31頁), 第6契約解除の要件(38頁~42頁) (共著者) 松久三四彦, 町村泰貴, 佐藤弘直, 道尻豊, 原琢磨, 竹之内洋人, 川村忠之, 谷本陽一
(その他) (口頭報告) 1. 破産終結決定にともなう会社の法人格の消滅と会社債務の保証人による主債務の消滅時効援用の可否 2. 信用協同組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分と信用協同組合員の代表訴訟追行権の帰する 3. 共同相続人間における相続人の地位不存確認の訴えと固有必要的共同訴訟		平成16年6月 平成16年10月 平成17年6月	北海学園大学大学院法学研究科平成16年度民事判例研究会 北海学園大学大学院法学研究科平成16年度民事判例研究会 北海学園大学大学院法学研究科平成17年度民事判例研究会	主債務者(株式会社)につき破産手続が終結し, 法人格が消滅した後に, 債権者が保証人に対し消滅時効期間経過後した主債務についての保証債務の支払いを求めた事件の判決を, 北海学園大学大学院法学研究科の平成16年度民事判例研究会において報告した。 T信用協同組合の組合員が, 元理事と元代表理事の相続人に対して組合員代表訴訟により, 元理事と元代表理事の忠実義務違反に基づく損害賠償金をT信用協同組合に支払うよう求めた事件の判決を, 北海学園大学大学院法学研究科の平成16年度民事判例研究会において報告した。 被相続人の遺言書を隠匿または破棄したとして, 他の相続人のうちの一部の相続人が, 推定相続人に対し, 当該行為が相続欠格事由にあたり, 被相続人の相続権を有しないことの確認を求めた事件の判決を, 北海学園大学大学院法学研究科の平成17年度民事判例研究会において報告した。

著書, 学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所, 発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
(その他) (口頭報告) 4. 1 個の抵当権が担保する数個の債権のうちの 1 個の債権の保証人による代位弁済		平成18年7月	北海学園大学大学院法学研究科平成18年度民事判例研究会	債権者 X が A 社に対し 3 個の金銭債権を有し, A 社所有の 1 個の不動産に 3 個の金銭債権を被担保債権とする 1 個の抵当権の設定を受けその登記を了した。A 社につき会社更生手続が開始し, 保証人 Y は X に Y 保証にかかる残債務全額を代位弁済し, 弁済による代位を原因とする抵当権一部移転登記を受けた。A 社の更生計画に従い A 社の管財人は, 当該不動産の売却代金を, X の A 社に対する債権残額と Y が代位弁済により A 社に対して取得した債権の割合で案分した額を X と Y にそれぞれ弁済した。X は, Y に対し, 優先して弁済を受ける権利があるとして, 不当利得返還請求権に基づき, 弁済の受けることのできなかった金額の支払を求めた事件の判決を, 北海学園大学大学院法学研究科の平成 1 8 年度民事判例研究会において報告した。
(その他) (講演) 1. キャンセルするのにお金を払わないといけないか? 2. その支払い, なぜするの? もう一度考えてみませんか 3. スマートフォンとSNSに潜むリスクを考える		平成28年9月 平成29年7月 2019年7月22日	平成28年度北海道消費者行政推進事業セミナー 平成29年度北海道消費者行政推進事業セミナー 平成30年度北海道消費者行政推進事業セミナー	契約の成立とその効果, 契約解除と損害賠償の関係等を, 内閣総理大臣認定適格消費者団体認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道主催のセミナー(開催場所: 白老総合保健福祉センターいきいき 4・6)において, 白老町民約30名, NPO白老消費者協会役員等約10名を対象に講演した。 キャンセル料や架空請求に基づいて生じるトラブルの原因とその防止策を, 内閣総理大臣認定適格消費者団体認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道主催のセミナー(開催場所: 岩内町働く婦人の家)において, 岩内町民, 岩内消費者協会役員等約 1 7 名を対象に講演した。 5 つの事例について, どのような展開になるか(どのような危険が潜んでいるか)を想像させ, ストーリーをグループ内で作成させ, グループごとに発表させた。他校のアンケート結果と比較, 分析させ, 解説を加えて被害に遭わないための方法を考えさせた。内閣総理大臣認定適格消費者団体認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道主催のセミナー(開催場所: クラーク記念国際高等学校本校)において, 3年21名, 2年22名それぞれを対象に講演した。

著書, 学術論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所, 発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要
(その他) (論文紹介) 1. Harald Koch, Die Verbandsklage in Europa - Rechtsvergleichende, europa-und kollisionsrechtliche Grundlagen— 2. Reinhard Greger, Verbandsklage und Prozeßrechtsdogmatik - Neue Entwicklungen in einer schwierigen Beziehung 3. Astrid Stadler, Bündelung von Interessen im Zivilprozess	 単著 単著 単著	 平成20年9月 平成20年12月 平成22年6月	 法学研究 (北海学園大学法学会) 第 44 巻第 1 号 pp. 127～142 法学研究 (北海学園大学法学会) 第44巻第2号 pp. 205～222 法学研究 (北海学園大学法学会) 第46巻第1号 pp. 177～198	 ロストック大学法学部 Harald Koch 教授が執筆されたドイツから見た欧 州各国での団体訴訟制度を, 保護さ れる利益, 団体が裁判上行使しうる 権利の内容および性質等の点から考 察する論文を紹介した。 元エルランゲン大学法学部 Reinhard Greger 教授が執筆された ドイツにおける団体訴訟制度と民事 訴訟制度の関係について考察する論 文を紹介した。 コンスタンツ大学法学部 Astrid S tadler 教授が執筆された民事訴訟に おける利益の集束についての論文を 紹介した。
(その他) (資料) 1. 「消費者団体訴訟法 案」について	 単著	 平成22年 3月	 法学研究 (北海学園大学法学会) 第45巻第4号 pp. 111～129	 民主党が2009年3月に政府提出の 消費者庁設置法案の対案として衆議 院に提出した「消費者団体訴訟法案」 を紹介したもの。同法案は, 「損害 賠償等団体訴訟」に関する規定を含 むものであって, いわゆる団体クラ スアクションを我が国の法制度に初 めて導入することを提案するもので あることから, 紹介した。
(その他) (判例研究) 1. 携帯電話利用サービ ス契約の中途解約に よる解約金支払条項 と消費者契約法 9 条 1 号の適用	 単著	 平成25年3月	 札幌大谷大学社会学部 論集 第 1 号 pp. 291～pp. 319	 契約期間を 2 年とする携帯電話利用 サービス契約を契約期間内に解約す る場合には, 契約者である消費者は, 解約金として9975円を支払う義務が あることを定める契約条項が, 消費 者契約法 9 条 1 号に該当し無効であ るとして, 適格消費者団体が電気通 信事業等を目的とする株式会社であ る事業者に対し, 当該条項の内容を含 む契約の締結の意思表示の差止め を求める訴えを提起した事件につい ての, 京都地方裁判所平成24年3月28 日判決と京都地方裁判所平成24年7 月19日判決を対比しつつ評論した。